

助成金支給決定通知書

平成 20年 2月 13日

有限会社 奥進システム
代表取締役 奥脇 学 殿
176388-000-1

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長



平成19年 11月 28日付けで支給請求のあった障害者作業施設設置等助成金の支給については、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 助成金の種類 障害者作業施設設置等助成金（第1種）
- 2 支給決定額 金 2,128,000 円
- 3 支給決定年月日 平成 20 年 2 月 13 日
- 4 支給決定番号 第 19 - 00312 - 01 号
- 5 送 金 日 平成 20 年 2 月 21 日
- 6 支給の条件
次の事項を支給の条件とします。
 - (1) 支給対象作業施設等の使用条件に関する事
支給対象となった作業施設等について、支給決定日から2年以上の期間、支給対象障害者のために使用すること。
 - (2) 事業計画の変更に関する事
助成金の支給を受けた後、受給資格の認定を受けた事業計画を変更する場合は、下記10の事業計画の変更手続きを行うこと。
 - (3) 助成事業の報告に関する事
障害者の雇用の促進等に関する法律第52条第2項に規定する資料の提出、及び下記8の実施状況報告書を提出すること。
 - (4) 調査への協力に関する事
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」といいます。）が必要に応じて実施する支給対象となった作業施設等の設置状況及び使用状況に係る調査に協力すること。
 - (5) 助成金の返還に関する事
 - (6) その他、機構が必要と認める事項
- 7 返還
次のいずれかに該当する場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。

ただし、下記（2）に該当する場合は、助成金の返還と併せて、当該助成金の支給を受けた日の翌日から完納日までの日数により計算した延滞金（年5分）をお支払いいただきます。また、（2）による返還通知書に記載された返還期限内に返還がなされない場合は、返還期限の翌日から完納日までの日数により計算した延滞利息（年5分）をお支払いいただきます。

 - (1) 支給決定後に、この助成金の認定が取り消された場合
 - (2) 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合
 - (3) 上記6の支給の条件に違反した場合
 - (4) 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
 - (5) その他支給を受けた者の責めに帰すべき事由がある場合

8 事業実施報告

別紙「障害者助成事業実施状況報告書」（「実施状況報告書」）に添付書類を添付し、上記3の支給決定日から起算して2年を経過した後、原則として1か月以内に、都道府県協会を経由して提出してください。

9 支給決定の変更

支給決定をした助成金の支給額を変更する必要があるときは、支給決定の変更を行い、「助成金変更支給決定通知書」により、都道府県協会を経由して請求事業主に通知します。

なお、追加支給又は減額支給を行わなければならないときは、当該通知書により助成金の追加支給額又は減額支給額を併せて通知します。

10 事業計画の変更手続き

支給決定日から起算して2年以内に、認定を受けた事業計画を変更する場合は、機構が必要と認める書類を添付し、都道府県協会を経由して届出又は申請を行ってください。

(1) 申請事業所の変更

①「助成金事業計画変更届出（以下「変更届」）」による変更

イ 変更事項

企業名、事業所名、代表者、本社所在地、事業所所在地

ロ 届出時期

上記8の「実施状況報告書」提出時に、変更届を添付し、届け出てください。

②「助成金事業計画変更承認申請書（以下「変更承認申請書」）」による変更

イ 変更事項

合併及び統廃合による組織の変更

ロ 届出時期

変更があったときに、変更承認申請書により申請してください。

(2) 支給対象障害者の変更

①「変更承認申請書」による変更

イ 変更事項

支給対象障害者の変更、支給対象障害者数の変更

支給対象障害者の勤務形態、就業形態（転勤、出向、短時間労働、在宅勤務等）の変更

ロ 届出時期

変更があったときに、変更承認申請書により申請してください。

(3) 作業施設・附帯施設の変更

①「変更届」による変更

イ 変更事項

手すり、ドアの仕様等の軽微な変更

ロ 届出時期

上記9の「実施状況報告書」提出時に、変更届を添付し、届け出てください。

②「変更承認申請書」による申請

イ 変更事項

建設敷地、施設面積及び建築構造の重大な仕様の変更又は支給対象となった作業施設等の移転、売却、譲渡、貸付等の重大な変更

ロ 届出時期

原則として、変更しようとする日の2か月前までに申請してください。

(4) 作業設備の変更

①「変更届」による届出

イ 変更事項

設備の型式、用途の変更を伴わない変更等の軽微な変更

ロ 届出時期

上記9の「実施状況報告書」提出時に、変更届を添付し、届け出てください。

②「変更承認申請書」による申請

イ 変更事項

設備の種類又は設置場所が固定される設備の設置場所を変更する場合、自動車の車種及び排気量の変更に伴い定員数が変更される場合又は用途の変更

支給対象作業設備の売却、譲渡、貸付等の重大な変更

ロ 届出時期

原則として、変更しようとする日の2か月前までに申請